

令和6年度 第26回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会

【日時】令和6年6月11日(火) 10時00分~12時00分

【場所】正庁の間

【参加者】

泉本 徳秀	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
岩田 三千子	摂南大学 名誉教授
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
斉藤 千鶴	関西福祉科学大学 名誉教授
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
高島 純子	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 第4支部 幹事
田中 米男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 副会長
中屋 吉広	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
松中 亮治	京都大学大学院 工学研究科 准教授
山口 一磨	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 副会長
山田 伸一	生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
山本 尚子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員

(司会)

委員紹介 等。

(大阪府住宅建築局長)

大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。また、日頃から本府の住宅建築行政にご理解、ご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年度は、委員の皆様を中心とした勉強会を立ち上げ、建築物のバリアフリー化に関する多様なニーズや課題の整理、共有を図っていただきました。3月に開催した審議会では、ニーズや課題を踏まえた今後の取組の方向性についてのご議論をいただいたところです。

昨年度のご議論を踏まえ、本部会では、とりわけ条例基準の見直しについて、個々の項目ごとに、より丁寧に、議論を深めてまいりたいと考えております。

いよいよ大阪・関西万博まで1年を切りました。万博を契機に大阪の福祉のまちづくりがさらに一歩進んだと後世から評価いただけるよう、しっかり取り組んでまいります。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、活発なご議論をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつといたします。本日はどうぞ、よろしく願いいたします。

(司会)

資料説明 等。

それでは、これから議事に入ります。

(会長代理)

本日はみなさま、お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

本日の議事でございますが、「大阪府福祉のまちづくり条例に基づく基準等の見直しについて」でございます。

委員の皆様、忌憚なくご意見いただきますよう、お願いいたします。

それでは、資料1、資料2について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1、資料2について説明

(会長代理)

ありがとうございました。

ここで質疑応答の時間を取らせていただきます。

ただいま、事務局から説明をいただきました内容について、資料1、資料2いずれでも結構です。ご意見、ご質問、お気づきの点がありましたら、よろしくお願いします。

(委員)

トイレの件でございます。

介護ベッドの長さ、150cmというのは、大変適切かなと思います。

車椅子に乗っているのは障がいを持っている方という発想があったのですが、この頃年齢層の状況を見ていると、障がいを持っている方だけでなく、高齢者も車椅子の利用があるため、社会参加のためにも必要だと思います。

(委員)

大人用介護ベッドについてなのですが、今まで1万㎡以上だったところを引き下げることによって、色んな場所に設置した方が使い勝手がよく、鳥取県のような基準ができれば素晴らしいかと思います。

ベッドの長さについては、現在120cmという基準があるので、サイズアップを図っていたら、150cm以上としていただけたらと思います。

また、たとえ規模が下がったとしても、1箇所以上設置であれば、どんなに広くても1箇所しか設置されないといったことが起こる可能性があります。1万㎡の施設で、1箇所しか設置されていなければ、探すのが大変です。基準の引き下げと同時に、0㎡おきに1箇所つけるといった、少なくとも複数は設置されるといった基準にできないでしょうか。

表示について、扉の前に表示することは義務化されているようですが、たくさんトイレがある中で、介護ベッドがついているトイレがどこなのか、探しあてるのは非常に大変です。建物のどこにあるのかがわかるよう、ガイドラインよりも強い規制が必要ではないでしょうか。

劇場の車椅子客席について、建築基準法施行条例での基準と福祉のまちづくり条例の基準の一体化はぜひやっていただきたいです。

私たちが一番問題視しているのは、介助者の席が離れてしまうことです。現状、建築基準法施行条例の基準では、車椅子客席の広さは85cmとなっているが、あくまで一人用なので、介助者も一緒に座れる、介助がしやすい場所を設けるような規制をしていただければと思います。

客席数については、1席を2席に上げるというのは良いことだと思います。

サイトラインや分散化については、国の検討を注視していくとのことですが、条例の改正となると度々やっていただけないのではないかと、今やらないと次は10年後になってしまうのではないかという思いがあったりします。そうではなく、まずは必要なところを基準化し、次にサイトライン等についても順番に検討していくということで良いでしょうか。

(委員)

今の映画館は独立している建物より、大きな商業ビルなどの複合施設にテナントで入る場合が多く、そういう建物では、共有スペースにトイレがあると思います。しかし、映画館であれば映画館の中にもトイレがあるため、そういう場合、介護ベッドは共有スペースに置くべきでしょうか、テナント内にも置くべきでしょうか。

車いすの座席を増やすことは、これからの世の中で必要なことだと思います。既存の映画館ではなかなか難しいが、フラットな部分でなにかあったら安全に移動ができる場所で設置することは可能だと思います。

車いすのスペースを、客席の中央に持ってこようとすると、例えば、現在 100 席あるシアターの中央に設けるとなると、2～3列の客席をはずし、スロープを設置することになり、席数が 60～70 席程度まで減るのではないかと経験上予想され、難しい部分が出てきそうだと思います。

(委員)

床面積 2,000 m²以上の建物には介護ベッドを設けるといった規定が盛り込まれた場合、設計者としては設けようと規定に従いますが、ガイドラインの中に介護ベッドのあるトイレをどの位置に設けるという規定がなければ、トイレを探すことが困難だと思います。

避難規定のように何m以内に設けるなどといった具体的な距離の規定があれば、設計者としても設計がしやすく、実際使う人としてはその方が使いやすいのではないのでしょうか。距離などの具体的な規定を望ましい整備の項目として追加すればより良いと思います。

(委員)

資料 2 の 9 ページ、トイレのモデルプランに似た配置のトイレで、介護ベッドの下に棚のようなものが置いてあるせいで幅が 60cm 程度しかなく、電動車いすでは便器までたどり着けないような事例がありました。トイレ内の規格について基準があれば教えてほしいです。

(会長代理)

貴重なご意見ありがとうございました。

以上質問に対して、事務局、回答をお願いします。

(事務局)

皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

まず、介護ベッドの長さについてですが、我々としては長さ 150cm で検討を進めていきたいと思っています。

介護ベッドを1万㎡からの引き下げに加え、規模の大きい施設は複数化を図ることなど、どこまでのレベルで基準を定めていくかを引き続き検討していきます。

介護ベッドの表示についてご発言いただいたのですが、トイレの出入口付近には今でも大人用介護ベッドを設けた場合には、存在を表示することが基準として義務化されています。一方で、建築物の出入口に案内設備を設けた場合、車椅子便所の表示までは基準で義務化されていますが、介護ベッドの設置までは義務化されていないため、そこはこれから整理していきたいと考えています。その際には、どのように表示するのが利用者にとって最も伝わりやすいのか検討が必要だと思っています。

車いす客席の広さについて、現行の大阪府の建築基準法施行条例では幅85cmとなっていますが、それが適切であるか、また、同伴者の人と一緒に見れるような規定にできないか、引き続き議論させていただきたく思っています。同伴者の席は横にあるのが一番良いと思っており、ガイドラインでも記載しており、スポーツ施設等でも横に同伴者が設けられている施設もあります。一方で、例えば、同伴者席があることで、車椅子使用者の方が二人で横に座れない場合もあるため、同伴者席を動かしたり、外したり様々な運用がされていると聞いています。基準を受けることで、そういったことが阻害されることが無いように、施設の使い方に応じて適切な方法を検討しながら考えていきたいと思っています。

サイトラインについては、国の状況をみながら対応できる部分については検討していきたいと申し上げましたが、それでは条例の改正の時期がいつになるか分からないとご質問をいただきました。大阪府では施策は一度やったら終わりではなく、検証をしていき、その時代に合わせて見直しを行っていくことが大切だと思っている。次、いつやりますといったことは今申し上げることはできないが、継続してやっていきたいと思っている。シネコンが多く、共有スペースにトイレが設けられているが、テナントごとにも設置が必要かということで、建物形態によっても違って来るが、それぞれの用途ごとにお客様がそこで完結するよう、適切な配置が必要と考えている。

実際に基準ではどうかというと、共用部分で誰もが使えるように整備される計画であれば基準は満足しているとし、用途ごと全てに設けるというわけではなく、誰もが使えるよう整備するという考え方である。

サイトラインを確保するために、映画館の真ん中あたりに車いす使用者客席を設けることで、客席が減ってしまう意見をいただきました。今回義務化されたのは車椅子客席の数についてであり、サイトラインの義務化まではいかないという状況。避難の円滑化が難しいといった課題もあるため、そこについても検討をしていきたいと思っています。

介護ベッドの設置位置について、誰も使わないような位置に設置しても基準が守れているとあって良いのかということで、本当におっしゃる通りだと思います。何m以内といった基準はなかなか整備しづらく、利用状況に応じて適切に設置をしていただきたく思います。設置位置の配慮等について事例を交えてGLに示せたらと思っています。

物置等があって実際にトイレが使用しづらいといった意見をいただきました。私自身も、

ゴミ箱等が邪魔になって通りにくくなっている事例もお聞きしたりします。事例については、後ほど写真は見せていただき、次回共有できればと思います。トイレの形状について、実際は、その現場に合わせてオーダーメイドでやっているものが多く、工夫して設置しています。その中でラックやゴミ箱等も利用者のことを考えて設置していると思うので、どういう風に促進していくかも考えていけたらと思います。

(会長代理)

ありがとうございました。

その他、ご意見ないようでしたら先ほどの議題の続きにということと思います。

資料 3 について事務局、説明をお願いします。

(事務局)

資料 3 について説明

(会長代理)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明をいただきました、次回以降の検討項目について、こちらについても、ご意見、ご質問がありましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

(委員)

フラッシュライトについて、様々なやり方があり、地下街の非常口のフラッシュライトをイメージされる方が多いと思いますが、それだけではなく、既存の照明でも対応できるものがあれば良いと思います。どこに何個つかれば良いという発想ではなく、もう少し、良い事例等があれば探していただけるとありがたいです。

(委員)

フラッシュライトについてです。会議室等を、ろうあ者が借りた場合、聞こえる者がいないことも考えられるため、フラッシュライトはトイレだけでなく、その他の場所にも設置することを検証していただきたいと思います。

(委員)

車いす使用者用便所の中に介護ベッドがあるのですが、ゴミ箱等が置いてあって使えないといった経験が私にもありました。車椅子使用者用便所があったが、普段利用する方がすくなかったのか、物置になっていたこともありました。

そういうことを踏まえて、バリアフリーに対して、改めて意識喚起が必要だと強く感じまし

た。

最近のエピソードも紹介させていただきます。車椅子利用者の方が参加する会議の開催するにあたり、バリアフリーがきちんと整備されている会場を探すと、結論はホテルとなり、会費がとても高くなりました。そういったことも車椅子利用者にとっては負担になると感じ、バリアフリー推進の必要性を深く感じました。

(委員)

基準については、当事者のご意見や実態を踏まえながら見直しを行っていただけたらと思っています。

大規模な改築をする際は義務がかかることになるが、建物はそこまで頻繁に新築や大規模な改築をすることはあまりなく、基準が制定される前に建築された古い建物については既存不適合として使われています。さらにバリアフリー化を推進していくという点では、基準の対象から漏れている建物に対し、基準に沿った改築を促すような仕組みを検討されても良いのではないのでしょうか。

(事務局)

会議室等、トイレ以外の様々な施設でもフラッシュライトの整備が広がるよう検討していただきたい点で、まずはトイレの整備の検討を進めていこうと思っています。しかし、会議室、廊下、玄関でも光でわかるようにすることは重要なことだと思っています。広く普及されていく方法については、しっかり研究してどういった取組ができるのか検討していきます。

フラッシュライトについては、どこに付けたら良いのかだけではなく、本当に意味のあるものを広げていくような進め方を検討してはどうかとご意見いただきました。我々も研究していきたいと思っておりますし、先生も何かご存じのことがあればご教示いただければと思います。

ゴミ箱があって使いづらいという話、私もお聞きしたことがあります。そういった意識喚起を基準に合わせて見直ししていただくべき、という意見だと思っています。それもすごく重要なことだと思っており、時間をかけて浸透させていけるようなやり方をしっかりと考えていきます。

福祉のまちづくり条例ができて30年たつのですが、世の中にはその30年よりも前に建った建物もたくさんあり、改善していくべきというもおっしゃる通りです。既存に突然、義務基準がかかり改修しなさいというのは現実的に難しいのですが、条例ガイドラインの望ましい整備として改善、改修のやり方等も盛り込んでおりまして、普及に努めているところではありますが、引き続き既存の建物について検討を進めていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。

その他、ご意見等無いようでしたら、本日の議事を以上で終了させていただきたいと思
います。委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

事務局に進行をお返ししようと思います。